

瀬戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第9号

瀬戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市国民健康保険条例施行規則（昭和36年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3条 協議会の委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を失う。 (1)から(3)まで <省略>  (保険料の減免) 第15条 <省略> 2 <省略> 3 <u>第1項の表中当該年中における総所得金額等</u> <u>の見込額及び前年中における総所得金額等は</u> <u>、当該年中の世帯の総所得金額等の見込額及び</u> <u>前年中の世帯の総所得金額等から世帯のうち給</u> <u>与所得を有する者（前年中に法第703条の5</u> <u>に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和4</u> <u>0年法律第33号）第28条第1項に規定する</u> <u>給与所得について同条第3項に規定する給与所</u> <u>得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定</u> <u>する給与等の収入金額が55万円を超える者に</u>	第3条 協議会の委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を失う。 (1)から(3)まで <省略> <u>(4) 被用者保険等保険者を代表する委員が被用</u> <u>者保険等保険者を代表する資格を失ったと</u> <u>き。</u> (保険料の減免) 第15条 <省略> 2 <省略>

<p>限る。)をいう。以下この項において同じ。)  <u>の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前  年中に法第703条の5に規定する総所得金額  に係る所得税法第35条第3項に規定する公的  年金等に係る所得について同条第4項に規定す  る公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢6  5歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入  金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳  以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額  が110万円を超える者に限る。）をいい、給  与所得を有する者を除く。）の数の合計数に1  0万円を乗じて得た金額を減じた金額とする。</u></p>	
<p><u>4</u> &lt;省略&gt;  <u>5</u> &lt;省略&gt;  <u>6</u> &lt;省略&gt;</p>	<p><u>3</u> &lt;省略&gt;  <u>4</u> &lt;省略&gt;  <u>5</u> &lt;省略&gt;</p>
<p>附 則  4 傷病手当金の支給期間は、令和2年1月1日  から令和3年<u>6月30日</u>までの間で療養のため  労務に服することができない期間とする。ただ  し、入院が継続する場合等は、その支給を始め  た日から起算して1年6月を超えないものとし  る。</p>	<p>附 則  4 傷病手当金の支給期間は、令和2年1月1日  から令和3年<u>3月31日</u>までの間で療養のため  労務に服することができない期間とする。ただ  し、入院が継続する場合等は、その支給を始め  た日から起算して1年6月を超えないものとし  る。</p>

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第15条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に1項を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則による改正後の瀬戸市国民健康保険条例施行規則第15条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。